

損傷時復原性の取扱いに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編及び U 編

改正事項

損傷時復原性の取扱いに関する事項

改正理由

2017 年 6 月に開催された IMO 第 98 回海上安全委員会（MSC98）において、損傷時復原性に関する SOLAS 条約第 II-1 章の改正が決議 MSC.421(98)として採択され、併せて SOLAS 条約第 II-1 章における損傷時復原性関連規定の解説が決議 MSC.429(98)として採択された。

当該解説は非強制であるため、本会は、損傷時復原性関連規定の適用にあたって最低限必要な事項について関連規定に取入れている。

このため、鋼船規則等の総合見直しの一環として、規則の透明性をより高めるため、決議 MSC.429(98)におけるより詳細で具体的な事項も取入れるべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 軽荷航海喫水の積付状態が明確になるよう改めた。
- (2) 損傷範囲に関し、管、波型隔壁、開口等の取扱いを規定した。
- (3) 復原性資料の記載事項について、最大許容 KG_0 の曲線を作成する場合の補間について規定した。
- (4) 復原性資料の記載事項について、トリム制限図と最小許容 G_0M 曲線の例を加えた。

改正条項

鋼船規則検査要領 C 編 C4.1.2, C4.2.1, 図 C4.2.1, C4.2.3

鋼船規則検査要領 U 編 附属書 U1.2.1 1.3.10, 図 1